

街頭防犯カメラ補助金 資料

(令和8年度設置・更新に向けて)

令和7年4月改訂版

江戸川区 危機管理部 地域防犯防災課

防犯カメラ整備事業(新設・更新)

1 補助対象となる団体と主な要件等

[1] 地域団体

(1) 補助対象

- 地域団体単独、又は連携した複数の地域団体 ※商店街のみ、又は商店街の
連合体は[2]を参照
- ① 単独事業… 1つの町会、自治会、PTAなど
 - ② 連携事業… 町会+町会、町会+商店街、町会+PTAなど

(2) 補助要件

- ① 防犯活動を月1回以上行う団体であること。
- ② 5年間継続して防犯活動を行うこと。
- ③ 運用基準(画像の保存期間、閲覧方法など)を定めること。

(3) 補助率

東京都+江戸川区 ⇒ 総整備費(購入、取付等)の 23/24

(4) 補助限度額

- ① 単独事業… 575万円
- ② 連携事業… 862万5千円

※カメラ1台あたりの補助対象経費限度額(総整備費/台数)は **60万円**

[2] 商店街

(1) 補助対象

商店街及び商店街の連合会

(2) 補助要件

- ① 5年間継続して防犯活動を行うこと。
- ② 運用基準(画像の保存期間、閲覧方法など)を定めること。

(3) 補助率

東京都+江戸川区 ⇒ 総整備費(購入、取付等)の 11/12

(4) 補助限度額

825万円

※カメラ1台あたりの補助対象経費限度額(総整備費/台数)は **60万円**

～更新について～

設置年度終了後、7年以上経過したカメラは、一定の条件を満たした場合、取り替える際の購入、取付、撤去等に係る費用が補助の対象となります。

※ 令和8年度事業は、平成30年度までに区の補助を受けて設置したカメラが対象となり、新設と同様の補助率となります。

2 主な注意事項

(1) この補助金は工事が完了後、業者から請求があった、または交付決定後に概算払い（先払い）によって補助金が支給される制度です。

(施工業者への事業費の支払いは補助金交付の前後を問いませんが、必ず年度内に支払いを完了し、支払い関係書類をご提出ください。概算払いによる交付を受けた団体は施工業者への事業費の支払い後に清算をします。)

(2) 令和7年度現在、補助対象は設備の整備（購入・取付等）に関する費用及び、整備後の修理費用、移設費用、電柱使用料になります。

電気代、点検料、保証料等は対象外となりますので、ご注意ください。

(3) 維持経費については、

① **電 気 代**…カメラ1台あたり約400～500円/月

② **電柱使用料**…電柱1本あたり

2,640円/年（東電）

1,320円/年（NTT）などがかかります。※税込み

(4) 設置場所・台数などについては管轄警察署に相談し、その意見に留意して決定してください。

また、撮影箇所が重複するなど、補助金が公正かつ有効に使用されない設置は認められません。

(5) 「高圧線が併設されている」、「街灯と電線との間隔が狭くカメラ設置の空間がない」などの理由で、防犯カメラを設置できない電柱があります。

また、補助金の申請とは別に、設置場所によって道路の占用申請や電柱の共架申請などをしていただく必要があります。

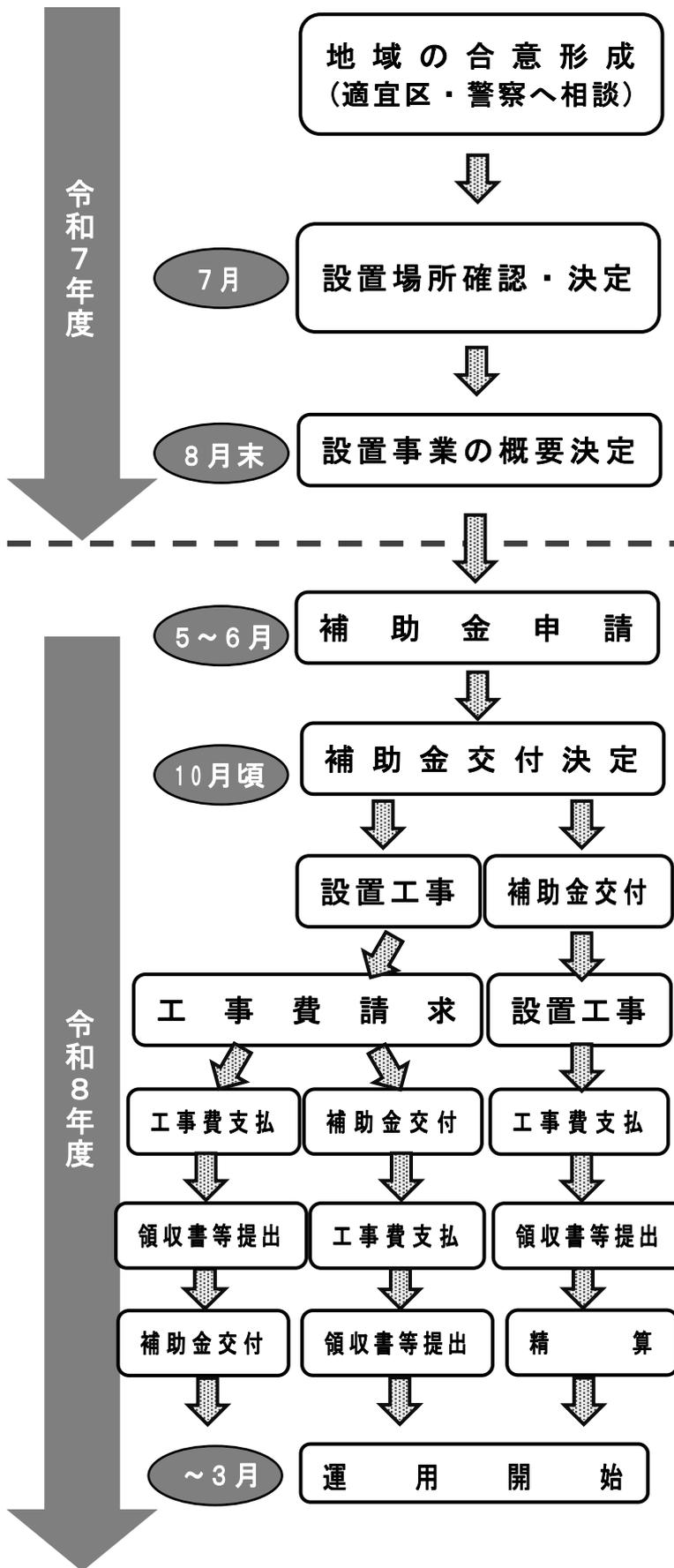
(6) 店舗や個人宅等に防犯カメラを設置する場合、電気料金の支払方法や設置物が破損した場合の対応などを事前に協議しておく必要があります。

また、防犯カメラ設置場所の周辺居住者には、設置予定箇所や、個人宅内は撮影されないことなどを事前に周知し、設置・運用に関し了承を得ておくことが必要です。

(7) 補助金制度の都合上、事業の修正等をお願いすることがあります。

(8) 審査の結果、補助金交付が認められない場合、事業の延期、中止をお願いすることがあります。

3 防犯カメラ設置までの流れ



団体内で、防犯カメラの設置や管理・運用等に関して合意を得ます。また、事業の進め方や設置場所等につき、区や管轄警察署と協議します。

区・警察・カメラ業者などと、現場を確認し、設置台数や場所を決定します。

設置場所、カメラ機種、設置業者等を決定し、設置図や見積書を区に提出します。
(概要が決定した順に翌年度都に申請します)

補助金申請書等を区に提出します。
(この申請書をもとに、区が東京都に申請を行います)

都・区で審査を行い、補助金交付を決定します。
(交付決定されない場合もありますので必ず決定を受けてから事業を進めてください)

電柱使用、道路占用などの申請を行い、その後、カメラを設置します。

審査終了後、都+区の補助金を交付します。
※入金には1か月程度要します。

補助金先払いの場合、支払い後、領収書等を提出します。
※年度内の提出をお願いします。

4 Q & A

Q 1 防犯カメラは、1台いくら位で設置できるのか？

A 1 設置にかかる費用の総額（防犯カメラ本体、工事費、申請代行費等）を、カメラの台数で割ると**約35～45万円**になります。

※これは1方向型カメラの近年の平均額です。

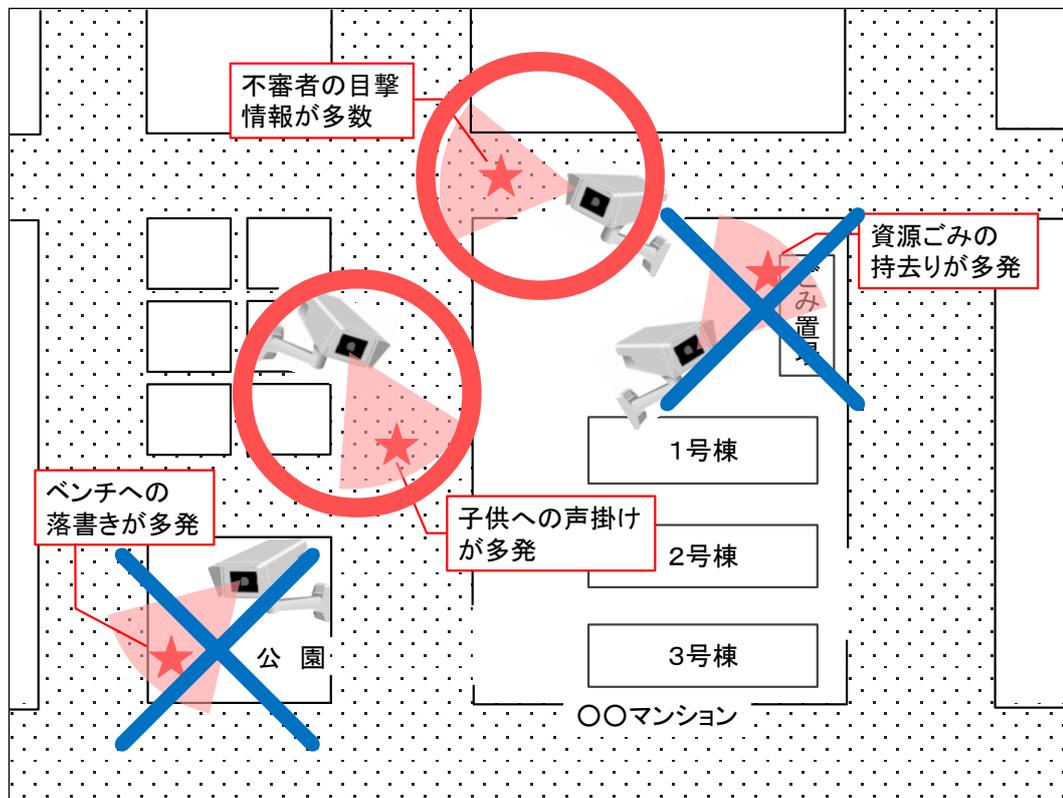
2方向型カメラの場合、約1.5倍の金額になります。

Q 2 防犯カメラは、どの様な場所に設置できるのか？

A 2 本補助事業では、**公道を撮影するカメラが対象**です。

公園や駐車場、私道、集合住宅敷地内など、特定の管理者がいる場所を撮影するカメラは対象外です。

〈例〉



Q 3 防犯カメラの設置業者は、どの様に決定すれば良いのか？

A 3 設置台数や場所を決定後、複数の業者から防犯カメラや保証等のサービスを提案してもらい比較した上、1社を選定します。

※申請時に原則として**2社以上の見積書の提出**をお願いします。

その際、**同等品かつ同条件で比較し、安価な方の選択**をお願いします。

- ・2方向型カメラを選択する場合は、比較対象も2方向型カメラにし、台数を揃えてください。
- ・閲覧用パソコンを購入する場合は、比較対象の見積書もパソコンを含むものにしてください。

Q 4 防犯カメラが実際に稼働開始となるのはいつ頃か？

A 4 東京都、江戸川区が補助金交付を決定(例年10月頃)した後、電柱使用や道路占用の申請を行い、許可後に工事着工となるため

令和8年(2026年)12月頃から令和9年(2027年)2月頃
になる予定です。

Q 5 補助金が入金されるのはいつ頃か？

A 5 工事完了届や請求書の写しなど、補助金請求に必要な書類をご提出頂いてから**1ヶ月程度**で入金予定です。

※事業の進捗状況等により、入金タイミングが異なる場合が生じますので、予めご了承ください。入金後事業費の支払いをする場合は、必ず年度内に領収書の提出をお願いします。

Q 6 防犯カメラの耐用年数はどのくらいか？

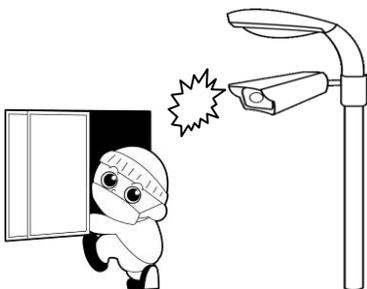
A 6 一般的に、**7年程度**とされています。
※機械の構造等により、年数差があります。

Q 7 カメラの設置の際に定める『運用基準』の項目は？

A 7 運用基準内には、次の項目を定めます。

- ・管理責任者(地区内居住者)及びその責務
- ・防犯カメラの設置場所
- ・防犯カメラ設置の周知方法
- ・記録の保管期間、保管方法及び廃棄方法
- ・記録の閲覧が可能な者
- ・記録の閲覧方法
- ・記録の外部提供の方法

**※以上の事業内容は予定であり、今後、修正・変更が生じる可能性があります。
最新の内容につきましては、下記問い合わせ先までお問合せください。**



【問合せ先】

江戸川区 地域防犯防災課 防犯防災係

(所在地) 江戸川区中央1-4-1

(電話) 03-5662-9018

(FAX) 03-3652-9891

(MAIL) chiikibouhanbousai@city.edogawa.tokyo.jp